

前橋市民展覧会の作品を募集

前橋市民展覧会への作品を募集。入選・入賞作品の発表は来年1月20日(火)午前10時に前橋プラザ元氣21内中央公民館で(電話での入選・入賞の問い合わせは不可)、展示は市民文化会館で行います。

- 出品資格者=市内在住・在勤・在学の15歳以上の人
- 出品数=彫刻・工芸は1人2点まで。その他は無制限
- 出品手数料=1点2,000円(書道・美術は同一部内に2点以上出品の場合は、1点増すごとに1,000円追加。写真部門に2点以上出品の場合は、1点増すごとに1,000円追加)。15歳～18歳は無料
- 出品票・開催要項の配布=各公民館・市民サービスセンター・コミュニティセンターで

問い合わせは 生涯学習課 ☎027-210-2198

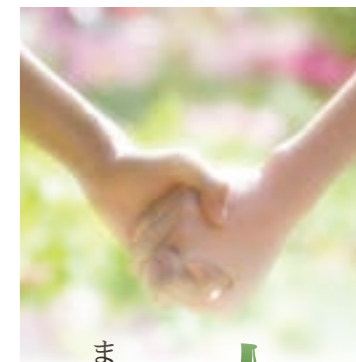


申し込み=下表の各搬入日時に前橋プラザ元氣21内中央公民館へ直接

市民展覧会の募集作品の概要

部門	部	規格	搬入日時	入選作品 展示期間
書道	漢字	縦作品は縦180cm×横60cm以内(軸装は縦210cm×横60cm以内)。横作品は縦60cm×横180cm以内。	来年1月8日(休)午前9時30分～午後3時	来年2月12日(休)～15日(日)
	かな	70cm×180cm以内で縦横自由。縦作品は縦180cm×横60cm以内も可(軸装は縦210cm×横60cm以内)。		
	新傾向(近代詩文・墨象・少字数)	180cm×75cm以内で縦横自由。		
美術	日本画(極彩・水墨)	6号～30号。版画は30号以下自由。ただし、額装を含めて縦横1m以内。ひも付きの額装にすること(日本画の額はガラスの使用一切不可。洋画は樹脂ガラスのみ可)。	来年1月11日(日)午前9時30分～午後3時	来年1月29日(休)～2月1日(日)
	洋画(油彩・水彩・アクリル・版画・パステル・きり絵・はり絵など)			
	彫刻・工芸			
写真	風景・ネイチャー	半切。アルミシルバー額(52cm×42cm以内)でアクリルガラス付き(やむをえない場合のみガラス可)。箱入り、額はひも付き。画像加工とカラーコピーは不可。作品中の人物には了解を得ること。	来年1月10日(土)午前9時30分～午後3時	来年2月5日(休)～8日(日)
	花・動植物			
	スナップ・人物			

※詳しくは開催要項をご覧ください。



人権への理解を深めよう

12月4日(木)から10日(水)までは人権週間。お互いの人権を尊重し、差別や虐待のない社会を築きましょう。

問い合わせは 生活課 ☎027-898-6237

人権週間の強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう

● 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

● 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

人権擁護委員へご相談を

人権擁護委員は、次のとおり市内に23人います。

- 人権擁護委員(敬称略)** 青木智教(関根町)、戸所仁治(総社町二丁目)、大澤修子(河原浜町)、吉原宏(文京町一丁目)、田村嘉久(国領町二丁目)、小林友栄(荒牧町四丁目)、長岡康夫(富士見町時沢)、岡田正子(富士見町石井)、中村明子(下細井町)、星野保貞(上泉町)、北爪玲子(粕川町西田面)、木村桂子(大友町三丁目)、松田秀厚(大胡町)、木村たか子(三俣町二丁目)、中村正夫(粕川町女瀧)、石川廣幸(二之宮町)、大崎茂樹(鼻毛石町)、鈴木正明(西大室町)、大島孝子(三俣町三丁目)

人権問題相談先

人権問題についての相談は、みんなの人権110番へ。法務局職員か人権擁護委員が相談に応じます。秘密は厳守します。
専用ダイヤル ☎0570-003-110

特設人権相談所

日時 ☎12月5日(金)午後1時～4時
会場 ☎前橋プラザ元氣21内55学習室、宮城公民館、隣保館、富士見公民館
内容 ☎いじめや体罰、部落差別、女性差別、外国人の問題、家庭内の問題、近隣間のもめ事など
申し込み ☎当日会場へ直接

目、田村千代子(富士見町横室)、角井静子(下川町)、永見信國(大利根町二丁目)、田子智代(文京町二丁目)

夜間急病診療所が昼も診療

季節性インフルエンザや感染症胃腸炎の流行する時季に、日曜・祝日の昼間の時間にも夜間急病診療所を開設し、診療を行います。

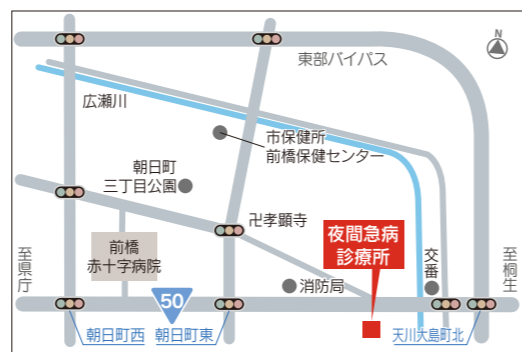
診療日時=12月7日(日)～来年5月31日(日)の日曜・祝日、午前9時～正午(午後8時～午前0時の夜間診療は毎日実施)

診療科目=内科・小児科

用意する物=健康保険証(中学生以下などは福祉医療費受給資格者証)と現金

電話番号=027-243-5111

問い合わせは 保健総務課 ☎027-220-5781



消費者の3M知識

床下点検

事例 昨日突然「無料で排水管の清掃をしませんか」と業者が来たのでお願いしました。排水管の清掃後「圧力をかけて掃除したので水漏れがないか床下を点検します」と言われ、承諾しました。点検後「床下がしけている」と言われ、心配になり、床下換気扇と乾燥剤100万円の契約をしました。高額なので解約したいです。

回答 これは無料と安心させて、作業や点検をした後で不安をおおる点検商法です。業者の話に不安になり契約してしまったという相談が後を絶ちません。このケースは訪問販売なので、契約書を受け取ってから8日間はクーリングオフが可能。工事が終了していても解約できます。

無料の後に高額な契約が待っています。業者の話をするのみにせず、その場で契約するのは避けましょう。本当に必要な工事かどうかの判断は難しいので、家族と相談するなどして慎重に検討しましょう。

問い合わせは 消費生活センター ☎027-230-1755